

2006年6月  
消費・安全局

## 第74回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について

5月26日、OIE総会の全体会合の場で、BSEコード改正について以下のとおり採択された。

### (1) 無条件物品のうち骨なし牛肉に課される条件

#### ① 「30カ月齢以下」の牛由来であることとの条件を維持。

「30カ月齢以下」という条件の削除が論点となったが、OIEの専門家や日本など加盟国の意見を踏まえ、当該条件を維持。

#### ② 「患畜やその疑いのある牛由来でないこと」という条件を削除する一方、「と殺前／後検査を受けていること」という条件を「と殺前／後検査に合格していること」に修正。

と殺前／後検査以外に患畜等を検出する方法はなく、規定の重複を避ける観点から削除。

### (2) 「無視できるリスクの国（いわゆる清浄国）」の条件

「最終発生から7年を超えて経過」という条件を「11年以内に自国で生まれた牛で未発生」という条件に変更

BSEの原因である異常プリオンがエサに混入して伝達されることから、飼料規制の効果に着目し、「発生年」から「出生年」に改正。

### (3) BSEサーベイランスの基準

すべての臨床症状牛を検査すべきとの条件を追加。

すべての臨床的に疑わしい牛については、検査すべきことを明確化。なお、実施すべきサーベイランスのサンプル数等サーベイランス強度については今後も議論を継続。

## BSEコード改正案の主要論点の変遷

